



鳥取県公報

平成16年12月14日(火)
号外第186号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則(87)(審査指導室).....	1
	鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則(88)(＃).....	2
訓 令	労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令(17) (総務課).....	3
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(12) (地域課).....	5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 鳥取県立米子白鳳高等学校を出納機関に加えるとともに、その出納員はこの学校の事務長をもって充てることとした。(別表第1関係)
- この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第87号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条、第5条関係)			別表第1(第2条、第5条関係)		
機	関	職	機	関	職
略			略		

鳥取県立米子工業高等学校	事務長	鳥取県立米子工業高等学校	事務長
鳥取県立米子白鳳高等学校	事務長	略	
略			

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第88号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																												
<p>様式第3号（第9条関係）（縦50mm横80mm）</p> <table border="1"> <tr> <td>第 号</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県税外収入金徴収吏員証</td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県知事 氏 名 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（出納機関の長）</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>（裏面）</p>	第 号	所属		職氏名	県税外収入金徴収吏員証		年 月 日交付		鳥取県知事 氏 名 印		（出納機関の長）		<p>様式第3号（第9条関係）（縦50mm横80mm）</p> <table border="1"> <tr> <td>第 号</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県事務吏員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県税外収入金徴収吏員証</td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県知事 氏 名 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（出納機関の長）</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>（裏面）</p>	第 号	所属		鳥取県事務吏員		氏 名		生年月日	県税外収入金徴収吏員証		年 月 日交付		鳥取県知事 氏 名 印		（出納機関の長）	
第 号	所属																												
	職氏名																												
県税外収入金徴収吏員証																													
年 月 日交付																													
鳥取県知事 氏 名 印																													
（出納機関の長）																													
第 号	所属																												
	鳥取県事務吏員																												
	氏 名																												
	生年月日																												
県税外収入金徴収吏員証																													
年 月 日交付																													
鳥取県知事 氏 名 印																													
（出納機関の長）																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第17号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(官報に掲載する事項等に関する規程の一部改正)

第1条 官報に掲載する事項等に関する規程(昭和39年鳥取県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(官報報告事項等)</p> <p>第3条 官報に掲載する事項(以下「官報掲載事項」という。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">報 告 事 項</th> <th style="width: 30%;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 人事 異動</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び収用委員会の委員</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">略</td> </tr> <tr> <td>6 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報 告 事 項	様 式	1～4 略		5 人事 異動	略	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び収用委員会の委員	略	略		議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長	略	6 略		<p>(官報報告事項等)</p> <p>第3条 官報に掲載する事項(以下「官報掲載事項」という。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">報 告 事 項</th> <th style="width: 30%;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 人事 異動</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会及び収用委員会の委員</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、地方労働委員会及び収用委員会の事務局長</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">略</td> </tr> <tr> <td>6 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報 告 事 項	様 式	1～4 略		5 人事 異動	略	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会及び収用委員会の委員	略	略		議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、地方労働委員会及び収用委員会の事務局長	略	6 略	
報 告 事 項	様 式																												
1～4 略																													
5 人事 異動	略																												
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び収用委員会の委員	略																												
略																													
議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長	略																												
6 略																													
報 告 事 項	様 式																												
1～4 略																													
5 人事 異動	略																												
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会及び収用委員会の委員	略																												
略																													
議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、地方労働委員会及び収用委員会の事務局長	略																												
6 略																													

(鳥取県職員表彰規程の一部改正)

第2条 鳥取県職員表彰規程(昭和41年鳥取県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この訓令の適用を受ける職員の範囲は、知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員とす</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この訓令の適用を受ける職員の範囲は、知事の事務部局及び地方労働委員会の事務局に勤務する職員</p>

<p>る。</p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長(防災監、部長、文化観光局長、出納局長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。)が前条第1項各号のいずれかに該当する職員に対して行う。</p> <p>4 略</p>	<p>とする。</p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長(防災監、部長、文化観光局長、出納局長及び地方労働委員会事務局長をいう。以下同じ。)が前条第1項各号のいずれかに該当する職員に対して行う。</p> <p>4 略</p>
--	--

(鳥取県職員服務規程の一部改正)

第3条 鳥取県職員服務規程(平成8年鳥取県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 知事の事務部局及び労働委員会事務局に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)をいう。</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁、鳥取県出納局設置規則(昭和49年鳥取県規則第54号)第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 所属長 本庁の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関の長(労働委員会事務局にあっては事務局長とする。)の職にある者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 知事の事務部局及び地方労働委員会事務局に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)をいう。</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年3月鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁、鳥取県出納局設置規則(昭和49年7月鳥取県規則第54号)第1条に規定する出納局及び地方労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 所属長 本庁の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関の長(地方労働委員会事務局にあっては事務局長とする。)の職にある者をいう。</p>

(鳥取県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和56年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 知事の事務部局及び労働委員会事務局に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 知事の事務部局及び地方労働委員会事務</p>

属する一般職の職員をいう。

(2) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁(商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校を除く。)鳥取県出納局設置規則(昭和49年鳥取県規則第54号)第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。

(3)及び(4) 略

(5) 所属長 本庁の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関等の長(労働委員会事務局にあっては、事務局長とする。)の職にある者をいう。

局に属する一般職の職員をいう。

(2) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁(商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校を除く。)鳥取県出納局設置規則(昭和49年鳥取県規則第54号)第1条に規定する出納局及び地方労働委員会事務局をいう。

(3)及び(4) 略

(5) 所属長 本庁の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関等の長(地方労働委員会事務局にあっては、事務局長とする。)の職にある者をいう。

(鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部改正)

第5条 鳥取県情報処理システム事務処理規程(昭和58年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主務部長 防災監、知事部局の各部長、出納局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主務部長 防災監、知事部局の各部長、出納局長及び地方労働委員会事務局長をいう。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月14日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第12号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名称	位置	所管区等	警察署	名称	位置	所管区等
略				略			
鳥取県米子警察署	米子駅前交番	米子市弥生町米子駅構内	米子市のうち 明治町、万能町、弥生町、未広町、塩町、大工町、目久美町、茶町、日野町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町、法勝寺町、紺屋町、東町、糺町一丁目、糺町二丁目、昭和町、陽田町、東山町	米子駅前交番	米子市弥生町米子駅構内	米子市のうち 明治町、万能町、弥生町、未広町、塩町、大工町、目久美町、茶町、日野町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町、法勝寺町、紺屋町、東町、糺町一丁目、糺町二丁目、昭和町、陽田町、東山町	
	略				加茂町交番	米子市加茂町一丁目	米子市のうち 四日市町、中町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、天神町一丁目、天神町二丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、三旗町、義方町、寺町、内町、西町、久米町
	角盤交番	米子市富士見町二丁目	米子市のうち 角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、朝日町、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目、博労町一丁目、博労町	角盤町交番	米子市角盤町二丁目	米子市のうち 角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、朝日町、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目、博労町一丁目、博労町	

			二丁目、博労町三丁目、 四日市町、中町、加 茂町一丁目、加茂町二 丁目、東倉吉町、西倉 吉町、尾高町、岩倉町、 天神町一丁目、天神町 二丁目、立町一丁目、 立町二丁目、立町三丁 目、立町四丁目、三旗 町、義方町、寺町、内 町、西町、久米町
		略	
略			

			二丁目、博労町三丁目
		略	
略			

附 則

この規則は、平成16年12月16日から施行する。

